

**子ども・子育て支援新制度が始まります**

平成２７年４月から、国の子育てに関する制度が変更になり、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

新制度の概要（３つの取り組み）

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供（保育所と幼稚園の良さを併せ持つ、認定子ども園の普及を進めます。）※忠岡町には、現時点で認定子ども園はありません。

②保育所の量的拡大・確保

③地域の子ども・子育て支援の充実（子育てをする全ての家庭のために、一時預かりや学童保育など、身近な地域で受けられる支援を進めます。）

認定が必要となります

施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用を希望する保護者の方には、３つの区分の認定（表１）を受けていただき、その認定区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

手続きの時期や流れについては、これまでと大きく異なるものではありませんが、今後も広報やホームページなどで提供される情報をご確認ください。

平成２７年度の保育料については、今後国が定める基準を上限に町が決定します。決定時期については現在未定です。

表１

※保育の必要な事由

保護者が

・働いている（パートタイムや自営業、在宅勤務を含む）

・妊娠中や出産前後

・病気や障害がある

・親族の介護や看護中

・就学している

などの状態にあるとき

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定区分 | 対象者 | 利用時間 | 選択施設 |
| １号 | 満３歳以上の子ども（２号認定を除く） | 教育標準時間  (４時間程度) | 幼稚園  認定子ども園 |
| ２号 | 満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当する子ども | 保育短時間  (８時間程度) | 保育所  認定子ども園 |
| 保育標準時間  (11時間程度) |
| ３号 | 満３歳未満で「保育の必要な事由」に該当する子ども | 保育短時間  (８時間程度) | 保育所  認定子ども園  地域型保育 |
| 保育標準時間  (11時間程度) |

申し込みのフローチャート

●保育所・認定こども園を

利用希望の場合

(２号・３号認定)

●利用先の決定後、町と

契約します。

③申請者の希望、保育所等の状況などにより、町が利用調整します。

②町から認定証が交付されます。（２号認定・３号認定）

①町に「保育の必要性」の認定の申請及び利用希望の申し込みをします。

●幼稚園・認定こども園を

利用希望の場合

(１号認定)

①幼稚園・認定こども園に直接申し込みをします。

②幼稚園・認定こども園から入園の内定を受けます。

③幼稚園・認定こども園を通じて利用のための認定を申請します。

④幼稚園・認定こども園を通じて町から認定証が交付されます。（１号認定）

●幼稚園・認定こども園と

契約します。